

準要保護世帯に対する就学援助の拡充を求める意見書

生活保護世帯に準ずる程度に困窮する世帯である「準要保護世帯」では、2005年に就学援助の国庫補助金を廃止し、一般財源化されました。

根室市では要保護と同水準の金額で支給していますが、全国的には自治体の一般財源化により、準要保護に対する支給額や基準を縮小する自治体が広がりました。さらに、2013～2015年におこなわれた生活保護の扶助基準引き下げの影響により、就学援助の所得基準も下がり、対象から外される家庭もうまれています。

2017年度の政府予算案では「要保護世帯」（生活保護世帯と同程度に困窮している世帯）に対する就学援助のうち、新入学児童生徒に対する入学準備費用の国の補助単価が、小学生が現在の2万470円から4万600円に、中学生が2万3550円から4万7400円にそれぞれ引き上げられます。大きな前進ですが、一方で自治体の対応によっては、ますます「格差」が広がりがねません。

就学援助制度は経済的な困難をかかえる子どもに義務教育を保障するための命綱です。「子どもの貧困」が広がる今こそ就学援助を強めることが求められています。

よって、国においては、生活保護に準じる「準要保護世帯」への国庫補助金を復活・拡充させると同時に、単価に見合った交付税算定額の引き上げを強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規程により意見書を提出します。

平成29年 3月23日

北海道根室市議会

提出先

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

厚生労働大臣

財務大臣

総務大臣